

# 令和2年度 定期監査の結果に関する報告

令和3年3月30日（火）

## 第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項に基づき、令和2年度における定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

### 1 監査の実施方針

定期監査については、令和2年10月末現在における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施する。

### 2 監査の実施状況

下記の監査対象課について、令和2年4月1日から令和2年10月31日までを期間とする定期監査調書を徴し、それらに基づき予算の執行、収入、支出、契約及び財産管理等について審査を行うとともに、令和3年1月28日、29日、2月3日の3日間、監査対象課のうちの6課についてヒアリング、1課について文書ヒアリングを実施した。

#### <監査対象課>

##### (1) 福祉健康部

社会福祉課、障がい・長寿課、健康推進課、こども応援課、子育て支援課、  
保育こども園課

##### (2) 教育部

教育総務課（育英会会計含む）、学校教育課（給食センター含む）、学校施設課  
生涯学習振興課（中央図書館含む）、文化課

##### (3) 上下水道部 総務課、施設課

##### (4) 消防本部

##### (5) 議会事務局、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会

## <ヒアリング>

実施日	1月28日	1月29日	2月3日
実施課	障がい長寿課	教育総務課	水道部
	保育こども園課	学校施設課	
	こども応援課		

文書ヒアリング：社会福祉課

## 第2 調書審査及びヒアリングの結果と概要監査の結果と概要

定期監査の結果、該当課における予算の経理、財産管理など、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部において改善を要するものが見られた。特に全課に対して周知をはかり、改善等を要する事項については後の第3において述べることとする。

なお、ヒアリングの実施状況については以下に示すとおりである。

### 1 障がい・長寿課について

障がい・長寿課からは、収入については障害者自立支援給付費負担金について、支出については執行率が低調な事業や契約額が予算額より低額におさえられた事業について、その理由等を確認した。

障害者自立支援給付費負担金については国と沖縄県の双方から負担金が交付されるが、国からの負担金が調定執行率 100%となっているのに対し、県からの負担金の調定執行率が0%に留まっている点を確認したところ、県負担金については、交付申請を県からの依頼により年度末の3月に行っており、交付決定も申請後の3月中旬となることから、10月末における調定執行率が0%となっているとの説明を受けた。

次に自立支援育成給付金について予算執行が低調な理由を確認したところ、この給付金は年度や月によって給付する金額の変動が大きいことから、過去3年間で一番多い年度の予算を参考に予算を組んでおり、今年度は現段階において請求が少なく、見積りが過大であったと言わざるを得ない状況であるとのことであった。なお、現状を踏まえて、3月補正にて予算減額を行うとのことであった。

また、障害者相談支援事業委託料の予算執行が低調な理由については、委託料の支払い月が8月、11月、2月、5月となっていることから10月末段階での執行率が低調に見受けられるだけであり、事業自体は順調に進行しているとのことであった。高齢者保健福

祉計画策定については、プロポーザルを実施したことにより予算額より低額で契約を締結することができたとのことであった。

介護予防・日常生活支援総合事業については、業務を委託している1事業所について契約を締結していないまま事業がスタートしている経緯と、その事業所の事業執行状況及び委託料の支払いが未だ実施されていない理由について聴取した。

委託契約が締結されていなかった点については、契約を締結する前に事業者から契約内容について疑義があったものの、担当課は調整の中でその疑義については解消され、事業所の上承を得たものと考え、契約書は後日提出されるであろうと予測して、事業を進めたとのことであった。なお、地方自治法は第234条第5項で契約書を作成する場合における契約確定の時期を明確に定めており、普通地方公共団体の長又はその委任を受けたものが契約の相手方と共に契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとしている。

今回、事故が発生したことにより契約の締結が確定していなかったことが発覚したわけであるが、契約を確定させた上で事業を執行することは事業執行の基本中の基本である。

「こちらの考えは伝わったであろう」「(従来通り)契約が整うであろう」「契約書は後日提出されるであろう」などと推測で物事を進めるのではなく、事業者との協議を密に行い、事業開始前の契約締結を目指すべきであったし、契約が確定していない状況で事業を進行すべきではなかったと考える。

一つ一つの事業を実行するにあたっては、基本に忠実に取り組んでいただきたい。

## 2 保育子ども園課について

保育子ども園課からは、収入については国・県補助金の収入状況と徴収金の滞納解消について、支出については、保育所等の補助金に関する事業進捗状況及びその他認定子ども園の財産管理について確認した。

国や県の補助金について、収入率が例年同時期より低調なものについては、コロナの影響により国・県の収入決定が例年より遅れているためとの説明を受けた。なお、いくつかの補助金については、12月にその一部を収入しているとのことである。

保育料等徴収金の滞納繰越分については、催告書の送付や電話連絡、分納相談を行うなどその解消に努めているとのことであった。また、滞納解消をはかる手段の一つとして、納付書を役所から送付するのではなく、子ども園の園長の方から保護者へ直接渡すという方法を実施しているとのことであった。

保育所等の補助金について、まず障害児保育事業補助金については、例年3月末の事業完了後に市内各園からの報告を受けて補助金を支給しているため、現段階での予算執行率が0%となっているとの説明を受けた。保育所等整備事業補助金については、2カ所の保

育所整備に関する補助金であるが、実績報告に基づいての支給となり、翌年度に繰越す可能性が高いとのことであった。

認定こども園の財産管理については、こども園は「認定こども園公私連携型」として各法人園と5年間の契約を行っており、その契約に基づいて、土地については貸付料を徴収し、建物については「2年間は無償貸付、3年目以降は調整の上で決定する」としているとのことであった。来年度3年目を迎える園がいくつかあることから現在調整を行っているが、他市町村においては土地、建物共に無償貸付となっているところがほとんどであること等を考慮し、来年度以降も引き続き無償貸付となる可能性が高いとのことであった。なお、建物の修繕については各法人が負担しているとのことである。

他にも、保育補助者雇上げ強化事業費補助金、保育士正規雇用化促進事業補助金について事業の進捗状況の説明を受けた。

### 3 こども応援課について

こども応援課からは、収入については、放課後児童クラブ事業関連に関する国・県補助金の収入状況と各種返還金の収入状況について、支出については、こども未来基金に関する事業の内容や進捗状況及び放課後児童クラブの建設状況等を聴取した。

児童手当、こども医療費等各種手当関係の返還金については、受給資格の消滅により返還金が発生したものであるが、年数回の督促の実施や分割払いによる返還方法の提案など、収入未済の解消に向けて対応しているとのことであった。

こども未来基金事業可能性調査業務については、Web アンケートに切り替えたことで経費の削減が図られ、こども未来基金啓発事業については基金創設が見送られたことによる予算の不使用など、こども未来基金に関する事業については、いずれも3月補正にて予算減額を行う予定とのことであった。

放課後児童クラブの建設については、豊見城小学校区域に1施設を建設中とのことである。建設地の変更や工法の変更により設計委託料や工事請負費などが予定より低額に抑えられており、令和3年1月に工事着手、令和3年3月には完成予定で4月1日の開設を目指しているとのことであった。児童クラブ建設に係る補助金及び建設事業債の収入が10月末時点で未入金となっていることについては、当初の建設予定地との調整が難航したことによる建設地の変更で申請が予定より遅くなり、監査調書提出後に補助金等申請を行った旨の説明を受けた。

そのほか、こども応援課で実施している臨時特別給付金関係やこども医療費助成事業について、事業内容や進捗状況について聴取した。

#### 4 学校施設課について

学校施設課から、収入については、基金繰入や市債、教育債等の今後の入金予定、支出については、長嶺小学校の床修繕及び豊見城中学校建設事業及び市内小学校塵芥収集委託業務について聴取した。

まず、長嶺小学校の床修繕工事が全額予算減となっている理由を確認したところ、夏休み中の修繕工事を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により夏休みが短縮されたことから十分な工期を確保できないと判断し、工事発注を見送ったとのことによる予算の減額であるとのことであった。

次に市内小学校塵芥収集委託業務の契約について、1つの事業者と4月から9月まで1～2ヶ月ずつの随意契約を繰り返したのち、最終的には同事業者と10月から来年3月までの6ヶ月間の随意契約を行っている理由について確認した。委託契約について、一度は入札を行ったものの不調となり、その後も競争入札の実施を目指して複数の業者と協議を行っていたが、最終的に事業実施が可能な業者が1社となった段階で、10月から6カ月間の随意契約を行ったとの説明を受けた。同じ事業について短期間の契約を何度も繰り返している状況は、契約の適正性に疑念を抱かれかねない。一度不調となった時点で、適正な事務処理に基づきすみやかに随意契約へ移行することを検討すべきであったと考える。

豊見城中学校建設事業については、工事費等の執行率が低調な理由を確認したところ、様々な要因により工期が遅れている状況が見られた。今後は安全かつ順調に工事が進行するよう、進行管理に万全を期していただきたい。

#### 5 教育総務課について

教育総務課には、国・県補助金の収入率が低調な理由、パソコン教室整備事業及び公立学校情報機器整備事業の進捗状況等について、繰越分のGIGAスクール整備事業について、ストレスチェック委託業務、車両借上料、各小中学校の感染症対策支援事業について聴取した。

公立学校情報機器整備事業については、通信ネットワークを前提とした児童生徒1人1台の端末を整備する事業であるが、令和2年8月に指名競争入札を実施して契約を締結、その後12月にも変更契約を行い、追加端末の購入を行っていた。なお、パソコン教室整備事業は、各学校に従来設置されていたパソコン教室の整備を図る事業であったが、公立学校情報機器整備事業の推進により、3月補正にて予算減額を予定しているとのことであった。また、GIGAスクール整備事業の繰越分については、市内小中学校のネットワークを整備する事業であり、令和2年7月に指名競争入札を実施、現在順調に事業を進行中とのことであった。

ストレスチェック委託業務については、市内小中学校に勤務する教職員等の労務管理の一環で行われるものとのことである。令和2年10月にストレスチェックを実施するにあたり、使用するシステムの利用について使用許諾契約を締結、11月末日に実施人数を確定して委託金額を決定、覚書を締結したとのことであった。使用許諾のみを先に契約し、委託金額については後に覚書を締結という契約の流れについては、そのリスクを鑑み、検討を促したい。

## 6 水道事業について

水道事業については、修繕費、委託料、工事等各事業の契約について、その流れや状況の確認を行った。

まず随意契約については、見積り取得業者の選定方法や概算見積取得後の予定価格の設定、最終業者選定の方法について確認した。特に豊見城地内配水管布設工事については、入札ではなく随意契約を締結するに至った経緯について聞き取りを行った。次に入札による契約については、指名対象業者数や入札参加業者数、入札無効となった理由等を確認した。

下水道事業については、水道事業と同じく修繕費や委託業務における随意契約締結の流れや随意契約根拠法令及び見積人数の適正性、高安地内マンホール改築工事(R1-3 工区)の契約から事業終了までの状況、公共下水道接続の現在の状況と今後の見込みについて確認した。

シルバー人材センターとの随意契約における見積書の取得について、豊見城市契約規則第24条1項1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時」を適用し1社からの見積書取得により随意契約を締結している事例が見られた。確認したところ実際は「契約の目的又は性質により」というものではなく、過去の見積額からすると同センターの見積額が最も低額であろうという予測に基づく1社見積となっていた。後の第3「改善等を求める事項（全課共通事項）」においても述べるが、随意契約という軽便な契約方法であるからこそ、見積書の取得を含め随意契約に関する様々な根拠法令の適用については、厳格に慎重に判断し、正確な根拠法令の適用を図っていただきたい。

## 7 文書ヒアリングについて

社会福祉課については、日程の都合により文書ヒアリングを行い、生活保護費等返還金やその滞納繰越分の解消にむけての取組み、国及び県の支出金収入について収入率が低調な理由、生活保護費支給に関する資金前渡の精算について確認した。

生活保護費の支給に関する資金前渡について、令和2年8月より精算がなされていない

ものについてその理由を確認したところ、保護費の受け取りが未だなされていないものがあることから精算が行えないとのことであった。なお、その保護費については会計課の金庫にて保管しているとのことであるが、あまりに長期間の現金保有は望ましいものではない。受給者の受け取りが長期間見込めない場合は一旦戻入処理を行うなど、会計規則に基づいた精算処理をすみやかに行っていただきたい。

### 第3 改善等を求める事項について(全課共通事項)

今回改善を求める事項については、これまでの監査等で度々指摘したことである。「例年のとおり」と漫然と予算執行事務を行うのではなく、様々な法令、規則を再確認し、それらに則って慎重に正確に業務を執行していただきたい。

#### 1 契約状況について

各課から提出された定期監査調書中、「様式7 需用費(修繕費)の契約状況」「様式8 印刷物の契約状況」「様式10 業務委託契約状況」「様式11 使用料及び賃借料の契約状況」「様式12 工事請負費の契約状況」における契約の手続きについて、調書及び契約に関する一件書類等の確認を行った。

調書においては、随意契約や見積り人数の根拠法令を記載する項目において、適用条例の誤りが多数見受けられた。また、調書提出後における見積り人数の訂正も多かった。単純な記載ミスによる場合もあるが、支出の原因となるべき契約の締結等の行為から現金の支払いまでの一連の手続きにおいて、法令等の適用根拠が曖昧なままに契約方法の決定や見積り取得などの予算執行事務を行っている事例が、その他の契約においても多々あるのではないかと思われた。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約については、市の契約規則第22条第2項第1号、第2号に基づく公表を実施していなければならないが、公表を実施していない契約が2件、第1号による契約締結前の公表は行っているものの第2号による契約締結後の公表を行っていない契約が3件確認された。

昨年度も定期監査において全課に対し改善を求めたところであるが、契約に関する手続きについては、地方自治法施行令や豊見城市契約規則等を遵守し、これらに定められた手続きを確実に行っていただきたい。

特に随意契約については、手続きが軽便でよく用いられる契約方法であるからこそ、その適用については法令等に基づいた手続きが適正に行われてなければならない。予算執行者は、予算執行伺いや支出負担行為を行う際に、随意契約や見積り人数、契約書の作成について、法令等を確認しその根拠が適正であるかを確認することが重要である。

## 2 切手の管理及び使用状況について

郵便切手の管理について、財務システムの予算執行額と、切手を管理する受払簿の記載に差異がみられる等、不適切な事例がいくつか見られた。

切手は現金と同等物であり、その使用や保管についての管理は、金額の多寡にかかわらず厳密に行われるべきである。重要性を十分に認識し、適正な事務管理を徹底して行っていただきたい。

## 3 収入について

本市は昨年度の決算において、県への補助金申請を誤り、本来交付されるべき補助金額が交付されなかったという事例があった。よって、今回のヒアリングにおいては各課の収入予算について、調定執行率及び予算収入率が低調なものを抽出し、低調の理由や今後の収入の見通し等について重点的に聴取した。

事務手続きの遅れ等は見られなかったが、昨年度のような事態を避けるためにも、補助金等については早めの申請を心掛け、概算払いの制度があれば積極的に活用するなど迅速な手続きを心掛けていただきたい。

さらに事務手続きについては、チェック体制をより強化し、確実な資金の確保に努めていただきたい。

## 第4 むすび

定期監査調書様式1から17の書類審査及びヒアリング等により審査を行ったところ、財務に関する事務については概ね適正に処理されており、特段指摘事項は見受けられないが、上記第3で述べた改善等を求める事項については、改善を図るとともに、今後も法令等に基づいた適正な事務事業の執行に努められたい。